

家庭教育支援の具体的な推進方策について

平成29年1月
家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会

家庭教育支援の具体的な推進方策について 目次

はじめに	2
＜家庭教育支援の意義について＞	
＜家庭教育支援を進めるための課題について＞	
I 全ての親の学びや育ちを応援するための方策	4
＜親同士の交流について＞	
＜切れ目のない支援のためのアプローチについて＞	
＜保育体験・生活体験について＞	
＜ICTを活用した情報提供について＞	
II 家庭教育支援のための方策	7
＜地域に期待される役割と「家庭教育支援チーム」の意義について＞	
＜地域の関係機関をつなぐ「家庭教育支援チーム」について＞	
＜行政が果たすべき役割について＞	
＜学校と「家庭教育支援チーム」との連携について＞	
＜幼児教育との連携について＞	
(1) 地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援の推進	10
＜「家庭教育支援チーム」の類型化について＞	
＜考えられる主体の類型＞	
① 行政（学校教育担当部局）主導型	
② 行政（社会教育担当部局）主導型	
③ NPO主導型	
＜考えられる活動の類型＞	
① 総合型	
② 講座型	
③ 拠点型	
④ 訪問型	
＜「家庭教育支援チーム」の普及方策について＞	
＜「家庭教育支援チーム」の活動の際の個人情報保護について＞	
(2) 家庭に寄り添う形での支援の推進	13
＜中間支援者としての家庭教育支援について＞	
＜訪問型家庭教育支援について＞	
III 家庭教育支援を担う人材の確保	16

はじめに

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されている。

これまで文部科学省では、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」等による身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の取組、並びに、子供から大人までの生活習慣づくりなどを推進してきた。

本検討委員会においては、家庭教育支援の具体的な推進方策について検討を行った。

ここではまず、具体的な推進方策の前提として家庭教育支援の意義について確認する。

<家庭教育支援の意義について>

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことがあらゆる教育の基盤として重要である。父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものとされている。

しかし、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化の影響を受けて、家庭教育に関して身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、家庭教育に関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択する困難さなどから、かえって悩みを深めてしまうなど家庭教育を行う困難さが指摘されている。

さらに、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されている今日の社会は、家庭教育を行うことが困難な社会ということが出来る。家庭環境が多様化している中で、子供が学校生活に容易に適応できないといった困難を抱える家庭が増えていることも指摘されている。と同時に、家庭教育において学校教育の前段階としての役割を果たすことが求められるなど、家庭教育への期待は高い状況にある。

家庭教育支援は、広く全ての家庭の家庭教育の試みに対する応援としてのユニバーサルな展開と、同時に困難を抱えた家庭のそれぞれの個別の事情に寄り添う支援が求められている。

<家庭教育支援を進めるための課題について>

家庭教育支援に関して様々な角度から検討を数年重ねているが、家庭教育支援を進めるに当たり、常に浮上している課題として、①個人情報の取扱い、②行政の縦割りの問題及び③家庭教育支援に携わる人材の確保が挙げられてきた。

個人情報の取扱いについては、家庭の問題について相談を受けた場合や家庭を訪問して対応する場合に、個人情報の保護のために関係者間での情報の共有が妨げられ、有効な連携につながらない問題が指摘されている。この問題については、Ⅱ

(1) で各地方公共団体の取組事例を含めて言及する。

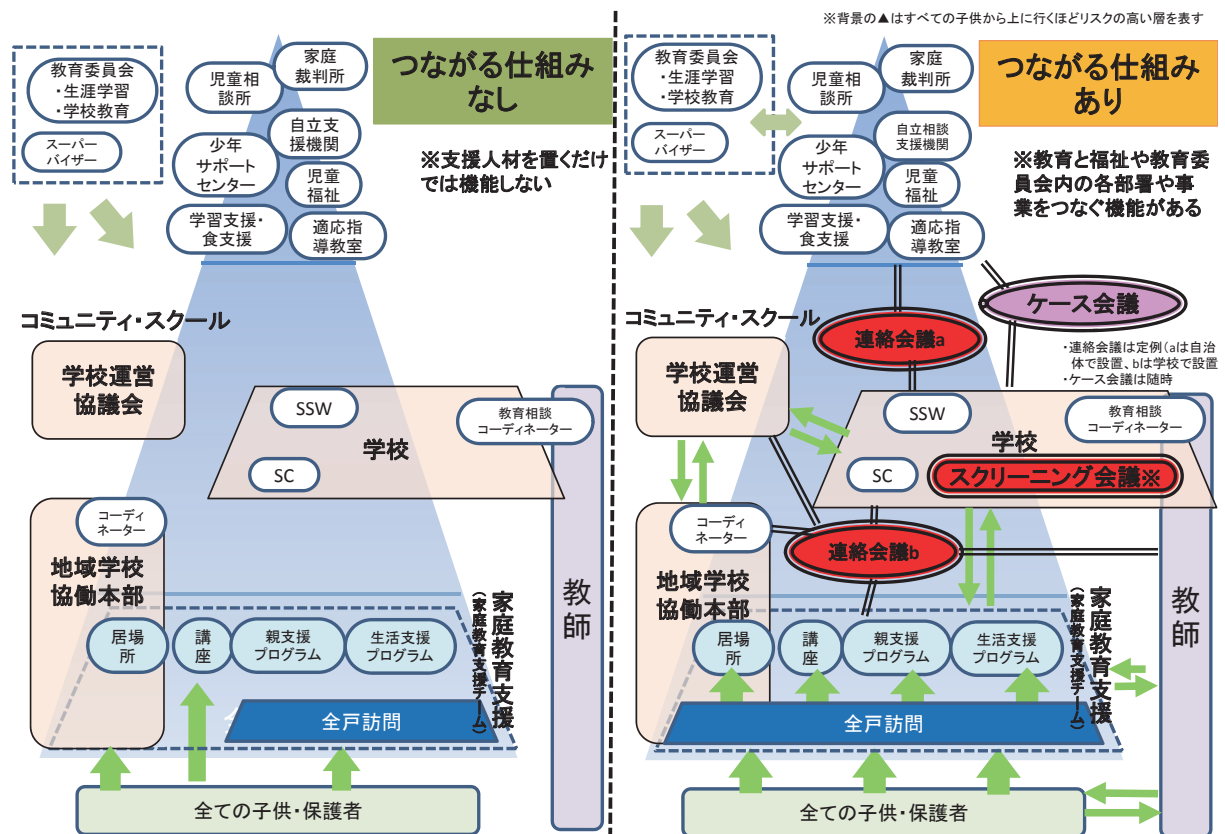
行政の縦割りの問題解決については、部局をまたがると、あるいは教育委員会内

でも違う管轄の事業になると知らない、関与しないなどの問題がある。関係者が、家庭教育支援に取り組んでいく過程において、家庭に有益な支援事業の内容を理解したり、支援情報の共有ができる関係を作るためにも各部署の定期的な連絡会議や問題解決のためのケース会議が有効である（図1参照）。ケース会議とは、事例における解決すべき課題について関係者がアセスメント（見立て）を行い、解決策を出し合って検討を進めるものである。ケース会議の手法を活用して討議を深めることで、関係者間の意思の疎通が可能になる。その際、ケース会議の手法に通じた専門家の力を借りることが考えられる。

家庭教育支援に携わる人材の確保については、家庭教育支援に参加すること自体が地域への理解や自分自身の成長、ひいてはコミュニティ作りにつながるという生涯学習であることから、可能な範囲で自分なりに関わるという考え方を基本として、幅広く地域の人材を巻き込んでいくことが重要である。

なお、家庭教育支援には、地域の多様な主体が関わるが、学校、家庭、地域のそれぞれの役割分担において、特定の部分に過度な負担を強いることのないように留意する必要がある。特に子供たちの課題を解決するために福祉分野を始めとした教育以外の部門との連携が求められる中で、それぞれの分野の有する特徴や専門性を生かして強みを持ち寄るような、それぞれの異なる視点を生かした役割分担、連携と協力の関係の構築が重要である。

【図1：学校・家庭・地域をつなぐ仕組み作り（例：各会議の定例化）】



出所：「家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会」配付資料を基に山野座長が修正

※スクリーニング会議：全ての事例から気になる事案を洗い出し検討する会議。

I 全ての親の学びや育ちを応援するための方策

全ての親の親としての学びや育ちを応援することが、家庭教育支援の基本である。その中で、応援される側が学び育つばかりでなく、応援する側も共に学び育つ関係にあることをもって、双方向の実践を通じた学びの循環が家庭教育支援全体の生涯学習としての性格を形成することにつながる。さらに、その学びは、応援される側、応援する側という人と人との結び付きの広がりを通して、仲間作り、ひいては地域コミュニティ作りに展開、発展していく可能性を持っている。

保護者自らが家庭教育の主体であるという意識を持ちつつ、地域を始めとした様々なつながりの中で、助け合いながら子供達の育ちを応援していくという考え方に立つことが大切である。支援する側、支援される側という一方通行の関係ではなく、一緒になって家庭教育を行っていくという、いわば協働の関係により家庭教育支援に取り組むことで、家庭教育支援に関わる者の学びが深まり成長が促される。

全ての親を対象としたユニバーサルな家庭教育支援においては、家庭教育に関する情報や地域における親子での活動の機会を提供するなどの、いわば家庭教育に対する応援ともいえる手法を取ることが適切である。このような支援を幅広く展開することで、家庭教育支援により多くの保護者が関わることになり、親の家庭教育に対する意識を喚起して、支援を受ける立場にとどまることなく、自ら活動に参画していく主体的な取組を促していくことも可能となり、将来の家庭教育支援の担い手を確保することにつながると考えられる。多くの家庭でそれぞれにより充実した家庭教育が可能となるとともに、保護者の悩みなどに相談に乗って早期に解決するなど問題の発生を未然に防ぐ予防の効果や、仮に問題が発生していたとしても早期に必要な支援につなぐ早期発見の効果を期待することができる。

地域社会のつながりの希薄化がしばしば指摘されるが、子供は主体的な参画を通じて地域の一員としての自覚を持ち、やがて家庭教育支援の担い手となっていく可能性を持っていることを考慮すると、自分の地域に誇りや愛着を持てるよう、保護者のみならず、子供たちも地域の活動に参画することは重要である。

<親同士の交流について>

家庭教育の第一義的な責任は保護者にあるが、十分な経験もなく身近に相談できる相手に恵まれない条件の下で、保護者が家庭教育の主体としての役割を十分に果たすことができると判断してしまうことは現実的ではない。むしろ当初は未熟でありながら、徐々に親としての学びを積み重ねて成長しながら子供と向き合い、家庭教育を試みていくと捉えることが必要である。

身近に相談できる相手を見つけることの難しい親が、悩みや困難を抱え込むことなく親として成長していくことを促すためには、行政からの一方的な情報の伝達だけではなく、交流の中で悩みや疑問を共有しながら学び合い仲間として共感することのできる、親同士の交流の場を設定するなどしていくことが有効である。

経験の少ない親にとっては、自らの悩みや不安について、具体的にはどのようなことに悩んでいるのかははっきりしないことも多く、そもそも悩んでいること自体十分に自覚できない場合もある。親同士の交流を進めていくことが仲間作りにつながり、よりインフォーマルでリラックスしたネットワークが形成され、行政機関によるフォーマルな支援では手の届かない部分にまで相談や助け合いの浸透を図ることができる。

つまり、孤立した子育てではなく、他の子育てを知り、時には協働することで、子育てに幅と広がりができ、子供の育ちを豊かにすることができる。

<切れ目のない支援のためのアプローチについて>

保護者と地域との関係においては、実際には多くの保護者自らが生まれ育った地域とは別の地域で子育てを行っており、子育て期以前には地域との関係が必ずしも構築されておらず、むしろ子育てが地域との絆の起点となることが多い。

また、就学や養育に不安を抱えている保護者が多く、未就園児の母親からの子育ての相談が増加する傾向が指摘されている。初めて子供を持った保護者や0歳児の保護者への支援から始まり、学齢期での支援へとつながっていく切れ目のない支援が求められる中、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」や民生委員・児童委員が行う戸別訪問等、乳児のいる家庭と地域社会をつなぎ、乳児家庭の孤立化を防ぐ取組や、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの重要性が増している。

また、有効な方法の1つとして、乳幼児期から学齢期まで切れ目のない支援を行うために、乳幼児期から学齢期までを支援対象とするNPOが、複数の行政からの支援策の1つの受皿として機能している例が紹介された。こうした子育てひろばの提供等の地域子育て支援拠点事業との連携を含め、身近な地域において、自主的で自由度のある取組が展開されることが期待される。

<保育体験・生活体験について>

父親が、子育てに当事者意識を持って参画していくことを促すために、保育体験のような育児に自ら携わる、体験する試みが有効である。

また、中学校の家庭科や特別活動、高等学校の家庭科の授業で、地域の乳幼児家庭・親子の協力を得て実際に乳幼児との触れ合い体験をする取組が行われており、育ててくれたことへの感謝や、読み聞かせ等の家庭で受けた教育の重要さに気付くなどの効果が見られる。乳幼児理解と育てる側に立つ経験をすることで、子育てのイメージを広げる機会を増やしていくことが期待される。

乳幼児期においては、睡眠・食事等の生活リズムが整うと子供が機嫌良く元気であることに、保護者自身が子育ての中で気付くことが大切である。“早寝早起き朝ごはん”といった生活習慣と健やかな生活、成長が密接に関係していることに気付けば、親と子の自然な関係の中で適切な生活習慣を身に付けることができる家庭環境が形成される。

これは、親としての成長の一つであり、このような気付きと成長を促していくためにも適切な情報の提供が必要である。近年の脳科学を始めとした関係の研究分野の発展により、睡眠を始めとした生活習慣と成長、健康との関係が明らかにされつつあるところである。

また、長時間労働は保護者が家庭教育に充てる時間を制限することにもなることから、充実した家庭教育のためには、保護者の働き方の問題にも留意する必要がある。家庭の団らんや手伝いといった家庭での望ましい生活の体験を適切に持てるよう、ワークライフバランスの観点からも企業等に対して働きかけていくことが考えられる。親子参加型行事や親子の居場所づくりの実施など、家庭の外に子供たちの体験の場を用意して支援することも考えられる。

＜ICTを活用した情報提供について＞

保護者への情報提供に際しては、保護者の家庭教育の主体としての立場を尊重し、各家庭がそれぞれの考え方に基づき家庭教育の方針を立て主体的に家庭教育を行うことができるよう、情報提供や学習機会の提供により応援していくという立場に立つことが望ましい。積極的な情報提供を行うことは、保護者同士の出会いを促し交流の場を立ち上げていくきっかけとなる。さらに、適切な情報提供により子供の教育に関する多様な情報に対するリテラシーの向上につながる効果も期待できる。

情報提供の方法としては、多忙な保護者でも多く情報を受け取って都合に合わせて参照することができ、双方向での情報のやり取りも可能であるスマートフォン等のICTの活用が効果的である。

また、家庭教育を支援する窓口の情報を含めた幅広い情報提供が、行政が家庭教育支援に積極的に取り組む姿勢を明らかにすることにつながり、家庭教育に関する活動全体を活性化するとともに、将来の家庭教育支援活動の担い手を活動に呼び込むきっかけとなる。積極的な情報提供に努めることが重要である。

Ⅱ 家庭教育支援のための方策

子供の健やかな育ちのためには、地域や学校との関わりを持ち、必要な時に地域や行政のサポートを活用できるように応援していくことが重要である。地域の多様な関係機関と住民には、家庭教育支援の取組の担い手としての役割が期待される。そのために必要な方策は以下のとおりである。

<地域に期待される役割と「家庭教育支援チーム」の意義について>

かつては、家庭の中に「お兄さん、お姉さん」や親戚関係での「おじさん、おばさん」が一般的に存在して、子供たちと親子関係とは性格の異なる関係を構築してきた。ある時は人生の先輩として相談に乗り、また彼らの生き方そのものが子供にとっての最も身近なロールモデルとして機能するなどしてきた。現在は、家族構成の変化などにより、このような関係が必ずしも十分存在しなくなっている。こういった環境においては、地域の人材に求められるのは、親と子といった縦の関係、友人関係等の横の関係に対して、「地域のお兄さん、お姉さん／おじさん、おばさん」といった、いわば斜めの関係としての役割である。

このように、地域の人材に期待されるのは、身近な相談相手としての役割である。子育て経験者等の子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、主任児童委員等の地域の人材を中心に構成され、保護者への学びの場の提供や地域における親子の居場所づくり、訪問型家庭教育支援事業等の業務を行う組織である「家庭教育支援チーム」（その在り方は多様であるため、詳細は（1）で記述する。）は、身近な相談者・支援者として、行政とは異なる役割を果たすことが期待される。例えば、学校や行政の相談窓口には気軽に相談しにくいといった点や、行政ではどうしても手が回らない部分があるといった課題については、「家庭教育支援チーム」が身近な相談者として解決に貢献することができる。また、「家庭教育支援チーム」に参加することで、参加者同士が交流して学びを深める生涯学習の場としての役割も果たすことができる。

「家庭教育支援チーム」の意義は、その活動が、地域に根差した身近な人材による日常的な支援を基本とすることによって、専門的支援を必要とする家庭から、現時点ではそのような必要性がない家庭まで、広くユニバーサルに切れ目のない支援を行えることにある。地域に根差した身近な人材による日常的な支援は、支えられる側から支える側となるような、互恵的で循環的な支援によって、長期的な支援のネットワークを地域に日常的に形成することができる。

一方で、そうした日常的な支援（訪問型家庭教育支援の家庭訪問、講座、親支援などのプログラム実施等）の中でも、より専門的な支援や判断を必要とする場合や、長期の関わりの中でより専門的な支援の必要性が浮かび上がったりする場合なども予想される。

こうした場合、現状において、家庭教育支援チームの構成員には、保健師、臨床

心理士、社会福祉士等の専門家がいるほか、地域における身近な人材による家庭教育支援と緩やかに連携できる専門家としては、例えば学校・教育委員会の中にあつては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーや教育相談員などがある。

例えばスクールソーシャルワーカーは、学校で発見された支援の必要性のある子供に関して、子供への支援の一環として、福祉の面から、家庭を多様なサービスや社会資源につなぐなど家庭への支援等を行うことを役割としている。

また、スクールカウンセラーは、学校内で、支援の必要な子供に関して、教員や保護者の子供への理解と適切な関わりを促進することで、学校環境の改善等について、心理面からサポートすることができる。具体的には、保護者面談や啓発活動を通して、保護者の子供への理解と心理的な変化を促進して、保護者の子供への関わりを改善したり、保護者をスクールソーシャルワーカーや教育センターなどにつないだりすることができる。

そのほか、民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域における有力な人材であり、既に多くの「家庭教育支援チーム」において構成員として活動しているので、0歳児からの切れ目のない支援を進めるためにも、「乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）」や子育てサロン等との積極的な連携が求められる。

家庭教育の支援者は、日常的でユニバーサルな支援を基本として、情報提供や相談対応などの役割が期待されるが、活動の際には、専門的な支援や判断が必要な場合に備えて、普段から、地域の実情に応じて、上記のような専門家との定期的な連絡会議（図1参照）を作り、気軽な交流や日常的な連携を行うことも重要である。具体的には、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家と顔合わせを行って、お互いを家庭に紹介できるようにしておくことや、訪問型の活動など、専門的な支援が必要と思われる家庭に出会う事例が多くある場合には、定期的なケース会議（図1参照）を専門家も含めて行うなど、活動の実態に合った適切な連携方法を構築することが重要である。

<地域の関係機関をつなぐ「家庭教育支援チーム」について>

地域における家庭教育支援に関わる機関としては、教育関係、社会福祉関係等がある。

これらの機関や専門家は、それぞれの目的の下でそれぞれの専門性を発揮して活動しているが、教育や社会福祉を始めとした様々な要素が関係してくる家庭教育支援を総合的に有効に展開するためには、それぞれが連携し協力して機能することが重要である。

関係機関やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が、「家庭教育支援チーム」の活動に対し指導助言等を通じて支援又は連携するために連絡協議の場を持つこと、更には関係の機関自らが「家庭教育支援チーム」の構成員となることや地域の専門家が「家庭教育支援チーム」に加わる等の関与をすることによって、「家庭教育支援チーム」は、行政の所掌による縦割りを越えて関係機関を家庭教育支援に

つないでいく役割を果たすことができる。

<行政が果たすべき役割について>

行政の主な役割は、関係機関をつなぐコーディネーター、ネットワーク作り、広報が中心となる。学校、地域人材、行政担当者が連携・協働して支援していく観点が必要であり、市町村の体制・モデル作りが必要である。

具体例としては、学校教育担当部局が学校と連携して訪問型家庭教育支援を担い、社会教育担当部局が親の学びの支援等学齢期の子供の保護者の枠を越えて幅広く生涯学習を推進するなど、それぞれの強みを生かした展開が考えられる。また、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の活動の一環として「家庭教育支援チーム」による活動を実施することで、学校をはじめ、様々な立場の関係者の協力につながることも考えられる（図1参照）。また、家庭教育支援や子育て環境の充実について、保健・福祉部局等の首長部局と連携し行政全体の取組として進めるために、総合教育会議で議題として取り上げることも考えられる。

<学校と「家庭教育支援チーム」との連携について>

全ての学齢期の子供が通学する学校は、学齢期の子供に対する家庭教育支援を展開する上で重要な機関である。また、不登校や問題行動といった児童生徒の課題には家庭の問題が関係している場合もあることから、その解決のためには保護者に対するアプローチが必要である。

学校と「家庭教育支援チーム」が連携して活動していくためには、学校への配置が進められているスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの協力を得ることが重要であるが、専門性の異なる関係者の間では問題に対する視点が異なってくるので、協力して課題を解決するためにはプロセスを共有し、お互いに学び合うことのできる場を作ることが重要となる。

例えば、実際の活動を共有して協力を深めるため、学校と地域が協働して行う登校指導に「家庭教育支援チーム」の構成員が参加して実際に登校してくる児童生徒の様子を教員とともに見守り、家庭教育支援の必要性を感じさせる児童生徒を見出し、検討を行う等の方法が試みられている。

関係者間での連携協力を深めるということは、決して関係者が同化していくことを目指すものではない。例えば、教員は授業や学校行事などの集団指導を通じた指導を中心とする点において強みを有しているが、関係者がそれぞれの専門性を尊重し、その強みを持ち寄って協力していくことが望ましい。ケース会議の手法は、特定の具体的な課題解決のために異なった専門性を持った関係者が集まり、異なる視点からの意見を出し合って検討を深めていく手法である。教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家と「家庭教育支援チーム」の構成員によってケース会議を開催して学び合うことで、それぞれの専門性に根ざした課題解決の視点、課題について共有することで協力関係を実質的に深めていくことが有効である。

さらに、教員の課題解決の力を高めていく観点から、教員が、ケース会議の手法を含めた社会福祉に関する知識を持つ機会を用意することが大切である。

なお、就学後の子供の情報を広範に把握することが可能である学校を、子供に関わる問題の総合的な解決を目指すための共通の基盤を提供するプラットフォームとして位置づける「学校のプラットフォーム化」という在り方が考えられる。この場合、単に組織同士が形式的につながるのでなく、それぞれの専門家及び教員の専門性を尊重することに留意しつつ、関係する専門家及び教員が連絡会議を設定して連携協力の意思疎通を図ると同時に、個別のケースについてはケース会議によって解決策を検討するプロセスを形成することが重要である。関係者が目的を共有して具体的な協働を進めていくことが重要である。

<幼児教育との連携について>

幼稚園や保育所、認定こども園は、法令上、地域の幼児教育センター、子育て支援の拠点となることが求められており、家庭教育支援の観点からも重要な役割を担っている。多くの幼稚園等においては、子育て相談や子育てサークルへの支援、未就園児の保育といった子育て支援活動を実施している。平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度においても、このような取組を促進する「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」等を実施するなど、行政からの支援も行われており、それらとの連携も重要である。

幼稚園等における子育て支援サークルやPTA活動によって、親同士や地域の様々な主体が関わり、交流・ネットワークが構築される機会となっており、保護者への支援は、幼稚園教員など園の教職員によるものだけでなく、フォーマルな支援では手の届かない部分にまで相談や助け合いの浸透を図るという視点も重要である。

また、現在、主にカリキュラム改善の視点で、幼小の連携・接続の取組が進められているが、切れ目のない支援を行う上で、地域の課題を幼稚園等と小学校とが共有することが重要である。その際、学校・園任せにするのではなく、教育委員会事務局等の行政の関わりも不可欠である。

一方、就学前段階は、施設の種類も一様ではなく、幼稚園や保育所においては、その設置者・運営者も私立のものが多く、小規模なものも多い。行政による家庭教育支援の施策を充実させる上では、このような現状を踏まえた検討が求められる。

(1) 地域の人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援の推進

<「家庭教育支援チーム」の類型化について>

これからは行政の働きを待つだけでなく、地域における市民活動と協働した家庭教育支援が重要で、地域の実情に応じた家庭教育支援を展開していくために、地域の人材（元教員・子育て経験者・PTA関係者等）を中心とした「家庭教育支援

チーム」が活動することによって、多様な主体の連携が図られやすく、具体的な活動も展開しやすくなる（このような形成例は図2で示す）。「家庭教育支援チーム」の形態は多様であり、まさに地域の実情に応じた構成が可能である。「家庭教育支援チーム」の多様な実態を反映させるために実例を踏まえながら類型化して提案する。

なお、ここに示すのはあくまで類型化の一例であり、地域の実情に応じた「家庭教育支援チーム」の取組の推進に参考となることを期待するものである。

<考えられる主体の類型>

①行政（学校教育担当部局）主導型（例：大阪府大東市、大阪府泉大津市）

市町村教育委員会の学校教育担当部局が中心となって「家庭教育支援チーム」に関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては学校と連携した家庭教育講座や家庭訪問の実施が挙げられる。

学校教育担当部局が中心となって展開されるチーム型支援では、学校の課題に直接的に対応し子供の情報を集約している学校との強い連携により不登校や問題行動の対応を取ることができる利点がある。学校に配置されたスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの専門家を活用することも容易である。

その際、子供たちの課題の解決には、家庭をめぐる貧困等の社会的な問題への取組が欠かせないことから、福祉部局や問題行動にかかわる担当部局との連携を深めることが、活動を効果的にする上で重要である。

②行政（社会教育担当部局）主導型（例：新潟県南魚沼市）

市町村教育委員会の社会教育担当部局が中心となって「家庭教育支援チーム」に関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては学齢期の子供の保護者の枠を越えて親の学びや育ちを支援し、生涯学習の推進にもつながるような講座の開催が挙げられる。

チーム型支援に社会教育的な手法を取り入れることは、地域を幅広く巻き込んだ、学校からは一步離れた立場からの支援を行いやすい利点がある。公民館や図書館といった社会教育施設を活用して、放課後や休日を利用した親子参加型の行事をPTAや子供会と協力して企画するなど、幅の広い活動の企画が考えられる。

一方、活動がボランティアに運営の負担をかけると継続的な活動とならないおそれもあるので、関係機関との協力の下で運営に継続性を持たせる工夫が必要である。

③NPO主導型（例：東京都青梅市）

行政から委託等を受けたり、NPOから始まった活動を行政が支援したりして、NPOが中心となって「家庭教育支援チーム」に関する取組を推進しているパターンであり、活動例としては①及び②と同様で、より自主的で自由度の高い

手法によるものもある。

「家庭教育支援チーム」がNPOとなることは、チームの自律性を高め、空き店舗を親子の居場所作りの場として活用するなど、より自由で多彩な活動が可能となる。

また、NPOとして複数の行政部局から財政支援を引き出して活動することで、行政の縦割りの弊害を実質的に乗り越え、切れ目のない支援活動を行うことができる。行政は、NPOとしての「家庭教育支援チーム」が関係機関や地域において、しっかりとした位置づけを持ち、責任ある活動を展開することができるよう、広報活動などの支援策を講ずる必要がある。

<考えられる活動の類型>

① 総合型（例：和歌山県橋本市、愛媛県大洲市）

多様な地域の人材がそれぞれの専門性とネットワークを生かして、講座の開催、家庭訪問、相談対応、広報等総合的な活動を行っている。

② 講座型（例：千葉県千葉市）

学校行事やPTA活動に併せて「家庭教育支援チーム」が出向いて講演・講座を実施し、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供することにより、「家庭教育支援チーム」の存在を知らせ、保護者からの相談対応や交流につなげている。

③ 拠点型（例：宮城県石巻市）

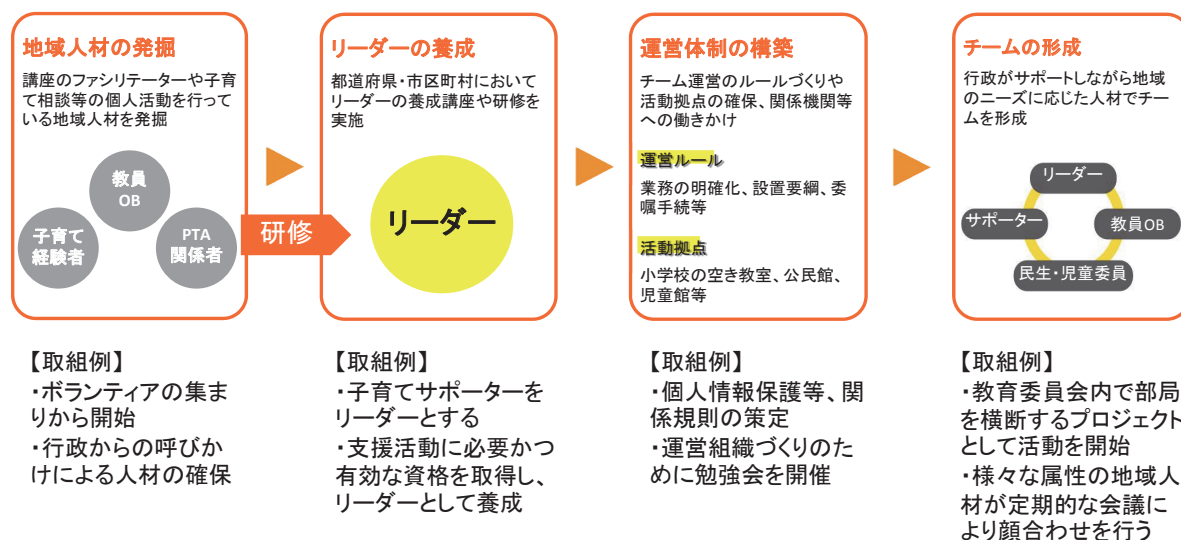
託児付きの親学び講座や親子で一緒に楽しめる活動を行い、親同士や家庭教育支援チーム員とも交流できる場を提供している。

④ 訪問型（例：和歌山県湯浅町）

ケース会議等で支援の役割連携を確認した上で家庭教育支援チーム員が家庭に訪問し、子育てに関する不安や悩み等の相談対応を行っている。

【図2：「家庭教育支援チーム」の形成例】

●家庭教育支援チームを形成するには？（下記は一例です。）



＜「家庭教育支援チーム」の普及方策について＞

「家庭教育支援チーム」の地域における認知度が低い場合には、「家庭教育支援チーム」の活動の大きな支障となる。

「家庭教育支援チーム」を普及するためにも、子育てに関わりのある教育や福祉を始めとした関係機関に十分に周知するとともに、行政のバックアップによる「家庭教育支援チーム」の位置づけの明確化が望ましい。

「家庭教育支援チーム」の全国的な普及のためには、「家庭教育支援チーム」が全国的に又はブロック別に交流し研修することも考えられる。さらに、優れた取組を行っている「家庭教育支援チーム」に対しては、文部科学大臣による表彰制度を設け顕彰することで、優良事例の広報や研究の進展に加え、「家庭教育支援チーム」の認知度が向上し、位置づけの明確化につながると考えられる。

また、「家庭教育支援チーム」を説明していく方法としては、教育委員会向けと地域のボランティア向けなどの対象ごとに具体的で分かりやすく説明資料や配布物等を作ることが必要である。特に保護者向けには、保護者の視点に立った活動や連絡先などについて具体的で分かりやすい説明が求められる。

＜「家庭教育支援チーム」の活動の際の個人情報保護について＞

実際に訪問型家庭教育支援のモデル事業を進めている地方公共団体においては、訪問する支援員に対して守秘義務を課している。具体的には、訪問支援員に個人情報保護の誓約書を提出させている。その他、事業の実施要項に個人情報保護条項を盛り込み、地方公共団体の個人情報保護条例を適用することとしている例もある。このような手続きを経ることで、個人情報の保護の担保がなされ、訪問型家庭教育支援に関わるチーム内での情報の共有と検討の条件が整うこととなる。また、ケース会議等の構成員に福祉部局を始めとして児童相談所、警察署等関係機関の職員を含めることで情報共有を円滑に行っている事例もあった。

教育委員会と首長部局とが共に事業主体になるなど、行政全体で取り組む体制をとることが重要である。

（２）家庭に寄り添う形での支援の推進

＜中間支援者としての家庭教育支援について＞

学校・家庭・地域のそれぞれの努力を理解しあって協力していくための「中間支援者」としての家庭教育支援の役割が重要である。「家庭教育支援チーム」が訪問型家庭教育支援の家庭訪問、講座、親支援などのプログラム実施等の日常的な支援を行っていく中で、より専門的な支援や判断を必要とする場合や、長期の関わりの中でより専門的な支援の必要性が浮かび上がった場合に、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と連携して支援していく必要があるため、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーのような福祉・心理の面から学校と家

庭・地域を「つなぐ人材」の重要性を認識することやコミュニティ・スクールの仕組みを活用することが有効である。

また、保護者が教員には直接言いにくい、相談しにくいと思うことでも気軽に話して相談できるという点に学校とは異なる立場の「家庭教育支援チーム」の意義が認められる。

<訪問型家庭教育支援について>

家庭教育支援のための家庭訪問を行うことによって、家庭教育講座や相談窓口に出ることが難しい保護者と接触することのできる貴重な機会を作ることができる。保護者と直接話をする機会を生かし家庭教育支援に関係する情報を提供して交流の場への参加を促したり、困難を抱える家庭の場合は専門的な相談や支援を行い得る機関を紹介するなどの支援を行うことができる（図1参照）。

実際に訪問型家庭教育支援を行うに当たっては、幅広く全ての家庭を訪問の対象とする全戸訪問を行う手法と、一定の家庭に訪問の対象を絞って訪問する手法がある。

全戸訪問は、人口規模の大きな地方公共団体の場合は実施することが難しい面があるが、全戸訪問によって学校が把握する前に不登校の傾向が現れている子供を発見して早期に問題を解決できた事例が見られるなど、大きな効果が期待できる。また、全ての家庭を訪問の対象とすることで、訪問を受けることに対する心理的な抵抗を低くする効果もある。人口規模の大きな地方公共団体の場合には、例えば訪問対象とする学年を限定して訪問を行うなどの工夫をすることで、全戸訪問に近い効果を上げることも考えられる（図3参照）。

また、乳幼児健診の場などの多くの保護者が集まる機会を活用したり、ICTを活用して分かりやすく情報提供を行い、相談をしたいが相談窓口が分からない、相談窓口まで出かけることが難しいので家庭訪問をしてほしい、といった保護者の要望を拾い上げ、家庭教育支援にアクセスしやすい環境を作って多くの保護者の希望に対応することが望ましい。

実際に家庭を訪問する際には、パンフレットや情報誌の配布のような訪問のきっかけを用意することで訪問を受ける側の心理的な壁をなるべく低くして、まずはお互いに挨拶をする関係を作っていくことから始める等の工夫が必要である。当初から必要以上に積極的な姿勢を取ることによって、訪問を受ける側からの反発を受けることのないように注意することが必要である。まずは世間話ができる人間関係を作ることが第一歩であるが、そのような人間関係が悩みを抱える保護者にとっての相談への第一歩となり得るし、人間関係の広がりや地域に訪問型支援が浸透し定着することにもつながる。訪問しても保護者の不在等で会うことができないことも実際には多いので、その際には郵便ポストに資料を残して次回は時間を変えて訪問してみるなど、焦らずに時間をかけて進めていくことが肝要である。また、訪問に際しては、地域において信頼を得ている人物に同行してもらうなど、地域の実情に応じた工夫も重要である。

家庭を訪問して支援することは、カウンセリング等の専門家であっても難しい面が





ある。訪問型家庭教育支援を行う場合、特に問題を抱えた家庭を対象にする場合には、その家庭の抱える問題を訪問支援者が抱え込んでしまわないことが重要である。

そこで、地域の人材を中心とした「家庭教育支援チーム」のメンバーが訪問する場合には、訪問によって保護者との人間関係を作ること、相談や交流の場への参加を促すことを第一とし、特定の問題を抱える保護者については、直ちに学校を始めとした関係する専門的な機関に対応を任せることが大切である。訪問型の家庭教育支援の主眼は、家庭の抱える問題を早期に発見して専門機関につないで早期の解決に結びつけていくことにもあるので、深刻な問題には躊躇せず専門家の協力を得る姿勢を取ることが必要である。

このような訪問型家庭教育支援を起点とした早期の対応を取っていくためには、訪問型支援を行うチームを支える地域の専門機関のネットワークが機能していることが条件となる。ここでは、学校等の教育関係の機関、福祉関係の機関をはじめとした関係機関が問題を検討できる場を作り、場合によってはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門家が必要に応じて議論をリードしていくことも考えられる。

人口規模が大きく全戸訪問の実施が難しい地方公共団体において、対象とする家庭を絞って訪問をしていく手法を取る場合には、関係機関のネットワークは特に重要となる。あらかじめ問題が想定される家庭を訪問する際にも、まずは保護者との人間関係を作ることから進めていくべきことは全戸訪問と同じであるが、専門機関とのネットワークと専門家による指導の下で、問題に対処するため仕組みをあらかじめ準備しておくことが不可欠である。

【図3：訪問型家庭教育支援の類型化に係るイメージ図】

 <p>全ての家庭対象</p> <p>全ての家庭</p>	 <p>不登校対象 非行対象 全ての家庭 ネグレクト対象 育児不安対象</p>	 <p>中1保護者対象 全ての家庭 小1保護者対象</p>	 <p>各エリアごとのメニュー 全ての家庭</p>
<p>ユニバーサル型</p>	<p>ターゲット型</p>	<p>ベルト型</p>	<p>エリア型</p>
<p>「面」の支援</p>	<p>「点」の支援</p>	<p>「帯」の支援</p>	<p>「区」の支援</p>
<p>全戸訪問（全ての家庭を訪問の対象とする）を行う。</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 全戸訪問のため保護者に受け入れられやすい。 問題の未然防止、早期発見につながりやすい。 	<p>具体的な課題を抱える家庭を訪問の対象とする。</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭の問題状況に応じた支援ができる。 課題が明確で訪問支援員の専門性を発揮しやすい。 	<p>対象年齢を限って全戸訪問を行う。</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象年齢の家庭にはユニバーサル型支援のメリットを活かせる。 相談内容の事前想定が容易。 乳幼児健診のように支援対象者別のスクリーニングが可能。 	<p>地域ごとの特徴に応じた訪問支援のメニューを設定する。</p> <p>○メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体内の実態調査の結果等のデータを活用し実状に応じた支援が行いやすい。
<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の大きな自治体で行う場合の財政的負担、訪問支援員の確保が課題。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れ側に具体的な課題がないと動きにくい。 問題解決型の支援になりがちで、家庭教育支援の領域での対応が難しい。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となる年齢が限定される。 必要に応じて継続的支援につなげる体制が求められる。 	<p>○デメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域の受け入れ体制を構築する必要がある。 支援メニューを個別に設定することが必要。
<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県湯浅町 等 	<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大分県別府市 等 	<p>○先行事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府大東市 等 	<p>※都道府県内の特定の自治体で実施、市町村内の特定の校区で実施（英国では、剥奪指標【地域の貧困の水準を指標化したもの】を用いたエリアマップを作成して関係者が共有することで地域の特性に応じた支援を展開している）</p>

Ⅲ 家庭教育支援を担う人材の確保

生涯学習による学びが実際に活動に生かされる機会を確保する観点からも、家庭教育支援に関わる人材に必要な学びの機会と活躍の場を提供することは重要である。

都道府県による養成研修には、専門的な知識・技術や実践的な活動を推進するための知識・技術を習得するものや現代的課題にも対応できる力を付けるものなど、地域の実情に応じた様々な講座があり、有識者の協力も得ながら都道府県内の家庭教育支援関係者を対象に実施されている。市町村は都道府県の実施する研修を活用し、人材の資質の向上を図りながら具体的な活動へ展開していくことが望ましい。家庭教育支援の実際の活動を展開する市町村と人材の養成研修を行う都道府県の役割分担と人材の循環が重要である。

また、例えば一般社団法人教育支援人材認証協会による「教育支援人材認証制度」は、大学間連携による取組であるが、家庭教育支援に携わる人材の資質の向上のために、このような制度を活用することも考えられる。

家庭教育支援の人材を確保するためにも、家庭教育支援に参加すること自体が生涯学習であるという視点を持ち、自分自身の学びや成長にもつながる双方向の助け合いの活動に楽しみを感じながら取り組んでいく必要がある。支援を受けながら同時に企画運営にも参加してもらおう等して「利用者でも参画者でもある」という仕掛けをしておき、まずは支えられつつ支えるという構図を作り、支えられる者から支える者へ、という人材の循環につなげていく。そのためには、参加できる範囲で自分にできる活動に参加するという在り方を認める柔軟性が不可欠である。参加する人材の活動イメージとして、中心となって活動する人材と部分的に参加する人材の組合せによる緩やかな枠組を想定することで参加への敷居を低くするとともに、活動の内部での学び合いによって人材の循環を生み出すことが考えられる。

また、大学生等の若い世代も、例えば親子参加型行事のボランティア等として家庭教育支援活動の担い手となることが考えられる。さらに、企業にもワークショップ型の企画等を通じて協力を呼びかけることが考えられる。

【図4 家庭教育支援における役割分担に係るイメージ図】

